サービス利用料金表

①介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕（負担割合1割の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 準 単 位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
1. サービス利用料金	6,208 円	6,945 円	7,715 円	8,453 円	9,180 円
2. 介護保険から給付される金額	5,587 円	6,250 円	6,943 円	7,607 円	8,262 円
3. 自己負担額（1割負担の目安）	621 円	695 円	772 円	846 円	918 円

②介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕（負担割合2割の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 準 単 位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
1. サービス利用料金	6,208 円	6,945 円	7,715 円	8,453 円	9,180 円
2. 介護保険から給付される金額	4,966 円	5,556 円	6,172 円	6,762 円	7,344 円
3. 自己負担額（2割負担の目安）	1,242 円	1,389 円	1,543 円	1,691 円	1,836 円

③介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕（負担割合3割の場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 準 単 位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
1. サービス利用料金	6,208 円	6,945 円	7,715 円	8,453 円	9,180 円
2. 介護保険から給付される金額	4,345 円	4,861 円	5,400 円	5,917 円	6,426 円
3. 自己負担額（3割負担の目安）	1,863 円	2,084 円	2,315 円	2,536 円	2,754 円

※1　横須賀市は4級地となります。（1単位＝10.54円）
※2　おむつ代・洗濯代は、介護保険の給付対象となっております。当施設が用意したおむつをご利用いただく際には、費用負担の必要はありません。
※3　介護保険負担割合証に記載された割合に応じた料金となります。確認の為、当園に介護保険負担割合証をご提示ください。

【加算の説明】　入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。

	加算項目	内　　容	単位数
○	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	①新規入所者のうち要介護4・5の占める割合が70%以上であること、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること、又はたんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上いる場合 ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置 していること	36/日
○	看護体制加算（Ⅰロ）	常勤の看護師を1名以上配置していること	4/日
	看護体制加算（Ⅱロ）	入居者の25名を増すごとに1名以上の配置かつ最低基準を1名以上上回る看護職員を配置していること 看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保していること	8/日
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イに加え、下記の要件を満たしている場合 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること	163/1,000
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イに加え、下記の要件を満たしている場合 ・生産性向上や協働化の取り組み	176/1,000
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	介護職員等処遇改善加算Ⅲに加え、下記の要件を満たしている場合 ・改善後の賃金年額が一定賃金以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善・見える化	159/1,000
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イに加え、下記の要件を満たしている場合 ・生産性向上や協働化の取り組み	172/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅳに加え、下記の要件を満たしている場合 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	136/1,000
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金の配分 ・職場環境の改善 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	113/1,000
○	夜勤職員配置加算（Ⅰロ）	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること	13/日
	夜勤職員配置加算（Ⅲロ）	夜勤職員配置加算（Ⅱイ）の要件に加え、夜間の時間帯に看護職員を配置している 又は、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	16/日
△	安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時に1回限り算定	20/初日のみ
△	初期加算	入居及び30日超の入院後の30日以内の期間	30/日
○	個別機能訓練加算（Ⅰ）	常勤の理学療法士等を1名以上配置 個別機能訓練計画に基づき計画的に訓練を行っている場合	12/日
○	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算Ⅰを算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックされた内容を必要に応じて活用した場合	20/月
○	ADL維持等加算（Ⅰ）	利用者のADLを所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合	30/月
	ADL維持等加算（Ⅱ）	利用者のADLを所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合	60/月
	自立支援促進加算	入居者の尊厳の維持及び自立支援にかかわるケアの質の向上を図るため、多職種共同による入居者が自立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた計画書の作成、計画に基づく自立支援の促進、支援内容の評価、その結果を踏まえた計画書の見直しを継続的に入居者の尊厳を保持し自立支援に関わる質の管理を行った場合	280/月
	排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄に介護を要する入居者に対して支援計画を作成し、それに基づく支援をを行った場合	10/月
	排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たしている施設において、適切な対応を行うことにより ・施設入所時と比較して、排尿・排便状態の少なくと一方が改善するとともにいずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること ・又は尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと	15/月
	排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算Ⅰの要件を満たしている施設において、適切な対応を行うことにより ・施設入所時と比較して、排尿・排便状態の少なくと一方が改善するとともにいずれにも悪化がない かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること ・又は尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと	20/月
	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じてサービスの計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	40/月
○	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加えて疾病の状況等も厚生労働省に提出していること	50/月
○	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	Ⅱの要件に加え、見守り機器等テクノロジーを複数導入し、取組による成果が確認された場合	100/月
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行っていること	10/月
△	経口維持加算（Ⅰ）	経口摂取において摂食機能障害や誤嚥を有し、医師または歯科医師の指示に基づき多職種が共同で食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合	400/月
△	経口維持加算（Ⅱ）	経口摂取において摂食機能障害や誤嚥を有し、施設が協力歯科医療機関を定め経口維持加算（Ⅰ）においておこなう食事の観察及び会議に歯科医師、歯科衛生士が加わり経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合	100/月

	加算項目	内　　容		単位数
△	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合 口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術援助、助言及び指導等を行った場合		90/月
△	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に関わる計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施の当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合		110/月
△	療養食加算	食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されおり、疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合		6/回
△	看取り介護加算（Ⅰ）	医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合	死亡日45日前から31日前	72/日
			死亡日30日前から4日前	144/日
			死亡日の前日及び前々日	680/日
			死亡日	1,280/日
	看取り介護加算（Ⅱ）	配置医師緊急時対応加算の算定に係る体制を整備し、医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合	死亡日45日前から31日前	72/日
			死亡日30日前から4日前	144/日
			死亡日の前日及び前々日	780/日
			死亡日	1,580/日
△	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合		120/日
△	外泊時加算	入院又は外泊された場合（1ヶ月に6日を限度）		246/日
	認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症Ⅲ以上のものが1/2以上、認知症研修修了者を最低4名を配置している場合		3/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算Ⅰに該当し、認知症指導に係る専門的な研修修了者を最低1名を配置 ガイドラインに基づいた業務改善うを継続的に行い、取組による成果が確認された場合		4/日
	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	日常生活に注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置、要件に基づくチームケア等を行った場合		150単位/月
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	日常生活に注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置、要件に基づくチームケア等を行った場合		120単位/月
○	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	①入所者全体に対し褥瘡発生リスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、評価結果を厚生労働省に報告する ②①の評価結果、を元にリスクの高い入居者に対し医師、看護師その他専門職が入居者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること ③管理内容や入居者の状態について少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと		3/月
△	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定を満たしている施設において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がないこと		13/月
	再入所時栄養連携加算	栄養マネジメントを算定しており、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入時に管理栄養士が医療機関と連携した場合		200/回
	業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じていない場合		所定単位数の3/100減
	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束適正化に係る、指針の策定、委員会の開催及び定期的な研修等必要な措置を講じていない場合		所定単位数の10/100減
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための要件に係る、必要な措置を講じていない場合		所定単位数の1/100減

※基準単位以外で○のある部分は、全員に加算されます。
※基準単位以外で△のある部分は、ご利用された場合に個人に加算されます。
※基準単位以外で印のない部分は、体制が整いご利用された場合に個人に加算されます。

☆単位から利用料金を算出する計算方法（1割負担、30日利用の場合）

① （基本単位＋日単位加算の合計）×30日＋月単位加算の合計＝【A単位】

② 【A単位】×介護職員処遇改善加算14%（0.14）＝【B単位】（小数点以下の端数四捨五入）

③ A＋B＝【C単位】×10.54（地域加算）＝【D円】（小数点以下切捨て）

④ 【D円】×0.9（介護保険給付9割）＝【E円】（小数点以下切捨て）

※2割・3割負担の方は、「介護保険給付9割」が、8割．7割となります。

⑤ 【D円】（介護保険利用金額）－【E円】（介護保険給付額）＝【F円】（30日あたりの介護保険自己負担額）

【ご利用料金の**目安**】(介護保険負担割合証:1割負担の場合)

多床室		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
利用料金	要介護 1	33,571 円	49,171 円	56,971 円	78,271 円	111,871 円
居住費・食費込	要介護 2	36,174 円	51,774 円	59,574 円	80,874 円	114,474 円
(30日分)	要介護 3	38,889 円	54,489 円	62,289 円	83,589 円	117,189 円
	要介護 4	41,491 円	57,091 円	64,891 円	86,191 円	119,791 円
	要介護 5	44,057 円	59,657 円	67,457 円	88,757 円	122,357 円

※〇加算込、△加算は除外しております。

従来型個室		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階(1号館)	4段階(2号館)
利用料金	要介護 1	44,971 円	50,671 円	70,471 円	91,771 円	120,001 円	125,371 円
居住費・食費込	要介護 2	47,574 円	53,274 円	73,074 円	94,374 円	122,604 円	127,974 円
(30日分)	要介護 3	50,289 円	55,989 円	75,789 円	97,089 円	125,319 円	130,689 円
	要介護 4	52,891 円	58,591 円	78,391 円	99,691 円	127,921 円	133,291 円
	要介護 5	55,457 円	61,157 円	80,957 円	102,257 円	130,487 円	135,857 円

※〇加算込、△加算は除外しております。

②介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額、非課税〕

利用者負担段階			食費	居住費	
第1段階	世帯全員が市民税非課税の方	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	300円	多床室	0 円
				個室	380 円
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	390円	多床室	430 円
				個室	480 円
第3段階①		年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の人	650円	多床室	430 円
				個室	880 円
第3段階②		年金収入額+合計所得金額が120万円超の人	1,360円	多床室	430 円
				個室	880 円
第4段階	上記以外の方		1,950円	多床室	960 円
				個室（1号館）	1,231 円
				個室（2号館）	1,410 円

※１　利用者負担段階は、市へ申請し所得等により適用されます。（負担限度額認定証をご提示ください。）

※２　その他の食費、おやつ代は提供時に算定されます。なお、負担段階は適用されません。

※3　第1～第3段階の方も、入院・外泊加算対象期間を超えた場合の居住費は、第4段階の金額になります。

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金
①外出等の付き添い（近隣の散歩は除く）（利用者の希望による外出時等の付き添い）	職員1名につき、30分毎　800円
②外出費用（上記駐車場、有料道路、ガソリン、利用料等）	実費
③診療・薬剤・その他治療に要する費用	実費
④買い物代行 ご家族等が対応できない場合に限り、ご契約者に代わって買い物等の代行を行います。	購入金額の実費、及び代行料金800円
⑤理容（毎月、理容師の出張によるサービス）	調髪1，500円、顔剃500円 （※事業者料金表による）
⑥おやつ代（毎日、希望によるおやつを提供した場合）	1回　110円
⑦お楽しみ食（毎月、希望によるお楽しみ食の提供代）	実費
⑧行事・趣味活動（利用者の希望による外出行事、趣味活動費）	実費
⑨コピー代（写真含む）（希望により、書類等のコピーを行なった場合）	モノクロB5/A4/B4/A3　1枚　11円 フルカラーB5/A4/B4　1枚　55円
⑩破損修理 ご契約者の責による器物の破損においては、修理に係る実費をご負担頂く場合があります。	実費
⑪電気使用料 冷蔵庫、冷暖房器具（電気毛布・電気あんか等、電気ストーブ類）、加湿器、空気清浄機	1品目につき、1ヶ月330円
その他電化製品	1品目につき、1ヶ月110円
⑫支払証明書（利用料収集書を紛失された場合の支払証明書を発行する手数料）	1枚　3，300円
⑬死亡診断書（医師による死亡診断書作成料）	1回　5，500円
⑭エンゼルケア（ご希望によるエンゼルケア代）	1回　16，500円

※実費以外は、税込料金です。